須賀川ダム

須賀川ダムは、愛媛県が須賀川総合開発事業の一環として宇和島市柿原地先に建設した多目的ダムです。ダム地点の計画高水流量 250 ㎥／s のうち 180 ㎥／s の洪水調節を行い、下流宇和島市街地の水害を防除するとともに、ダム地点下流の須賀川沿岸の既得用水の補給および流水の正常な機能の維持と増進を図り、さらにダム地点で宇和島市に最大 20, 304 ㎥／日、常時 16, 848 ㎥／日の上水道用水を供給します。

宇和島市は、大正 14 年の市制施行の重要な事業として水源を柿原地内の須賀川支流正し川に求め、以来市民の生活用水のほとんどを須賀川に依存してきました。しかし、宇和島市にとって水不足は宿命的な悩みであり、常に生活用水の涸渇や農作物の干害に見舞われてきました。特に昭和 42 年夏期には 80 年来の異常干ばつに遭遇し、干天日数が 100 日にもおよび一日 3 時間給水という状況に陥りました。この昭和 42 年の干ばつを契機に、宇和島市では水不足を抜本的に解消するため、昭和 43 年 2 月に宇和島市水系調査委員会を設置して検討した結果、宇和島市内では須賀川水系以外に取水する適地がないとの結論に至りました。宇和島市長は宇和島市の水資源に係る調査を専門家に依頼し、専門家から提出された調査報告書にしたがい、須賀川ダム建設案を持って昭和 44 年 11 月に県知事に陳情したのをはじめ、国や県に対して要請を続けました。これを受けて県は昭和 45 年 5 月に須賀川総合開発のための予備調査に入り、同年 12 月には昭和 46 年度政府予算で実施調査のための予算化が図られました。

ダム建設地の柿原地区では、ダム建設計画の説明会や、住みなれた家からの立ち退き、先祖伝来の土地の提供をめぐり話し合いが行われました。昭和 45 年 5 月のダム建設計画の説明会から昭和 48 年 12 月の損失補償基本調印に至る間、地元での公式会合は 228 回に及びました。この間にダム地内を通る国道 320 号の付替事業について県と国道 320 号線被害対策協議会との協議が難航しましたが、そのままではダム建設に支障が出るため、宇和島市長が県と地元協議会との調整に乗り出し、協議会が市長のあっせんを受け入れて事業が前に進んだということもありました。

須賀川ダムの建設工事は昭和 48 年度に着工、昭和 51 年 2 月にダムの湛水を開始、昭和 51 年 3 月にダム本体工事が竣工し、同年 7 月に竣功式が行われました。須賀川ダム記念公園に須賀川ダム・柿原浄水場完成記念碑が建立されています。

須賀川ダムは宇和島市民の生活を支えるダムとして機能しています。平成 30 年 7 月の西日本豪雨では須賀川流域でも大量の降雨となりましたが、ダムの洪水調節機能により河川周辺の浸水被害を防ぐことができました。また、須賀川ダムは市街地に比較的近いため、市民がダム湖周辺を散策する憩いの場としても活用されています。

<参考文献：宇和島市企画開発課編「水をもとめて－須賀川ダム建設事業完成記念－」1976 年、宇和島市誌編纂委員会編「宇和島市誌下巻」2005 年、愛媛県須賀川ダム管理事務所ＨＰなど>

須賀川ダム

須賀川ダム・柿原浄水場完成記念碑